

出産に係る手続き一覧

事項	手続き名称	手続きの時期(窓口)	内 容	備 考
出 産	健康保険 出産育児一時金(内払金支払依頼・差額)支給申請 (直接支払制度利用の場合は不要)	出産後すみやかに (窓口: 全国健康保険協会)	〈支給額〉原則は医療機関等への直接支払制度により支給申請は不要だが、直接支払制度を利用しない場合は、1児につき、42万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合は39万円)支給される	医療機関への直接支払制度を利用しない場合や、利用した場合においても出産費用が一時金の額を下回る際の差額分について、全国健康保険協会へ申請
	健康保険 被扶養者(異動)届	出産日から5日以内 (窓口: 年金事務所)	出産した子の健康保険 被扶養者への加入	
産前・産後	健康保険 出産手当金支給申請	産休後(産前・後の休業中も申請可能) (窓口: 全国健康保険協会)	〈支給対象〉出産日以前42日目から出産日の翌日以後56日目までの期間の各日 〈支給額〉休業1日につき、標準報酬日額の2/3相当額(標準報酬月額÷30×2/3)を支給	〈減額〉給与が一部支給されたとき、出産手当金額ー給与額ー支給額 〈不支給〉出産手当金の額を上回る給与を受けるとき
	産前産後休業取得者申出(保険料免除)	産前産後休業期間中、被保険者から申し出を受けたとき(窓口: 年金事務所)	産前産後休業期間のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間について、社会保険料が免除	免除期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月
育 休	健康保険・厚生年金保険 育児休業取得者申出	育児休業取得時すみやかに→①から④の各時期に申請 ①子が1歳に達するまでの育児休業②1歳~1歳6か月までの休業③1歳6か月~2歳までの休業④1歳(1歳6か月又は2歳)~3歳までの休業 (窓口: 年金事務所)	育児休業開始日の属する月から終了日翌日の属する月の前月までの健康・厚生年金保険料が免除(事業主・被保険者負担共に免除)	育児休業の終了予定日より前に、育児休業を終了したときは「育児休業等取得者終了届」を提出 厚生年金保険については、免除期間中も納付したものと扱われる
	雇用保険 育児休業給付金申請	育児休業を開始した日の翌日から4か月を経過する日の属する月の末日まで ※提出期間を過ぎると支給が受けられないことがある (窓口: ハローワーク)	〈支給要件〉1歳(延長に該当する場合は2歳)未満の子を養育するために育児休業を取得する雇用保険の被保険者で、育児休業開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12ヵ月以上あること 〈支給額〉休業開始時賃金日額×支給日数×67%(休業開始日から6か月経過後は50%)	〈減額〉「賃金日額×支給日数×67%(休業開始日から6か月経過後は50%)」と支払われた賃金の合計額が「賃金日額×支給日数×80%」を超えるときは当該超えた額が減額 〈延長〉一定の場合は、1歳6か月又は2歳に達する日前までの期間が支給対象
育休終了後	健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届	育児休業終了日翌日の属する月から3か月経過後 (窓口: 年金事務所)	育児休業終了後に受け取る給与に変動があったときに、標準報酬月額を改定を行う(支払基礎日数が17日未満の月は除く)	〈通常の月額変更との相違点〉 ①固定定期賃金の変動がなくてもよい ②1等級以上の差でよい
	厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出	養育期間特例措置の終了後(但し認められるのは2年までの為、随時申請必要) (窓口: 年金事務所)	3歳未満の子を養育する被保険者で養育期間中の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合に特例を申し出ることによって従前の標準報酬月額にて年金額を計算	被保険者の申し出による(退職後も可能)